

社会福祉法人精華町社会福祉協議会 会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人精華町社会福祉協議会定款第18条第3項に基づき、会員及び会費について本規程のとおり定める。

(会員)

第2条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员・・・本会の趣旨目的に賛同する個人で、年間1口以上の会費を納めた者
- (2) 賛助会員・・・本会の趣旨目的に賛同し、年間3口以上の会費を納めた者
- (3) 法人会員・・・法人・企業及び団体

(会費)

第3条 会費は年額1口1,000円とし、次のとおり区分する。

- (1) 普通会员・・・年間1口以上
- (2) 賛助会員・・・年間3口以上
- (3) 法人会員・・・年間5口以上

(退会)

第4条 会員は次の場合退会したものとする。

- (1) 第2条に定める会員から申し出でのあったとき
- (2) 第2条に定める会員が死亡または法人等が解散したとき

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年 7月 1日より適用する。

この規程は、平成20年 8月 1日より適用する。